

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和47年4月1日

規則第33号

目次

第1章 都市公園（第1条—第5条）

第2章 霊園（第6条—第14条）

第3章 自転車駐車場及び自転車貸出し施設（第15条・第16条）

第4章 雑則（第16条の2—第17条）

付則

第1章 都市公園

（有料施設の供用時間等）

第1条 有料施設（次項に規定するものを除く。）の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

2 延命寺臨海公園駐車施設、勝山公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設、桃園公園駐車施設、大池公園駐車施設及び夜宮公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間は、別表第1の2のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

（昭50規則3・昭51規則43・平31規則4・平31規則8・平31規則21・令4規則13・令5規則32・一部改正）

（行為の許可手続）

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2）占用する都市公園の名称

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(3) 行為の目的及び内容

(4) 占用の期間

(5) 占用の面積

(6) 復旧方法

(昭49規則14・昭55規則19・昭57規則17・平元規則15・平10規則76・一部改正)

(有料施設の使用又は利用の許可手続)

第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者が有料施設を専用又は団体で使用又は利用をしようとするものであるときは、次に掲げる事項(団体で使用又は利用をするときにあっては、第5号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を市長(指定管理者に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者)に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める電気通信回線を利用する方法によることができる者については、この限りでない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 使用又は利用をする有料施設の名称及び使用又は利用の範囲

(3) 使用又は利用の目的

(4) 使用又は利用の日時

(5) 入場料等の徴収の有無

(昭50規則3・昭55規則19・平4規則4・平15規則98・一部改正)

(駐車場使用料)

第3条の2 条例別表第1の3 有料施設の使用料のその他の項に規定する延命寺臨海公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設、桃園公園駐車施設及び大池公園駐車施設の使用料に係る規則で定める額は、別表第1の3のとおりとする。

(平16規則102・追加、平17規則14・平17規則91・平18規則94・平28規則73・平29規則63・平31規則4・平31規則8・平31規則21・令5規則32・一部改正)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(冷暖房設備使用料等)

第4条 条例別表第1の3 有料施設の使用料の注書第3項に規定する市長が定める冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備及び市長が定める使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭57規則17・追加)

(山田緑地、響灘緑地広場及び白野江植物公園の無料公開)

第4条の2 条例別表第1の2の白野江植物公園の項、山田緑地の項及び響灘緑地広場の項に規定する特に必要があると認めて規則で定める日は、次のとおりとする。

- (1) 5月4日 みどりの日
- (2) 5月5日 こどもの日
- (3) 9月の第3月曜日 敬老の日
- (4) 10月の第3日曜日

(平4規則20・追加、平7規則20・平8規則34・平14規則90・平17規則14・平17規則91・平18規則97・一部改正)

(小倉城庭園等の冷暖房設備利用料)

第4条の3 条例別表第1の2の小倉城庭園の冷暖房設備利用料の項、森の家の冷暖房設備利用料の項及び都市緑化センターの冷暖房設備利用料の項に規定する実費に相当する額の範囲内で規則で定める額は、別表第2の2のとおりとする。

(平16規則36・全改、平17規則91・平20規則77・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第4条の4 市長は、条例第11条の2第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平14規則35・追加)

(身分証明書)

第5条 条例第13条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭57規則17・旧第4条繰下・一部改正)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

第2章 霊園

(使用手続)

第6条 条例第17条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 使用する霊園の名称
- (3) 使用の種別
- (4) 死亡者の氏名及び死亡年月日並びに死亡者と申請者との続柄

2 前項の申請書には、住所を証明する書類（法人にあっては、登記事項証明書）を添付しなければならない。

（昭50規則3・昭55規則19・一部改正、昭57規則17・旧第5条繰下・一部改正、平10規則76・平17規則7・一部改正）

(市外居住者の使用許可)

第7条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者が市外居住者である場合は、次の各号の一に該当する場合に限り、条例第17条の規定による許可をすることができる。

- (1) 市内で死亡した外国人の焼骨の埋蔵又は収蔵をするため使用しようとするとき。
- (2) 市内にある墳墓改葬のため使用しようとするとき。
- (3) 市内に本籍を有するとき。
- (4) 前各号に掲げる場合に準ずる理由があるとき。

（昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第6条繰下・一部改正）

(設備工事の届出)

第8条 使用者が、墓碑その他の設備の工事に着手しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の目的及び内容
- (3) 工事の期間

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

2 前項の届出書には、使用許可証及び工事の設計書を添付しなければならない。

(昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第7条繰下、平10規則76・一部改正)

(設備の基準)

第9条 墓碑その他の設備は、別表第3に掲げる基準によらなければならない。

(昭57規則17・旧第8条繰下・一部改正)

(使用承継の手続)

第10条 条例第18条の規定により霊園の使用を承継しようとする者は、承継理由を記載した申請書に前使用者の使用許可証及び承継原因を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第9条繰下)

(使用許可証の書換え等の手続)

第11条 条例第19条第2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第10条繰下)

(使用料)

第12条 条例第20条第1項に規定する市長が定める使用料は、別表第4に掲げるとおりとする。

(昭57規則17・旧第11条繰下・一部改正)

(使用場所の返還手続)

第13条 使用場所を返還しようとする者は、返還届に使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第12条繰下)

(敷地の一時使用手続)

第14条 条例第27条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所並びに使用許可証の番号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

- (2) 使用の目的及び内容
- (3) 使用の場所及び面積
- (4) 使用する期間
- (5) 復旧方法

(昭50規則3・一部改正、昭57規則17・旧第13条繰下・一部改正)

第3章 自転車駐車場及び自転車貸出し施設

(平元規則43・追加)

(供用時間及び休業日)

第15条 自転車駐車場及び自転車貸出し施設の供用時間及び休業日は、別表第5のとおりとする。

(平元規則43・追加)

(自転車駐車場の使用手続)

第16条 条例第31条第1項の規定により定期券による使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長（指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあつては、指定管理者。次項において同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 自転車駐車場名
- (3) 使用目的
- (4) 使用期間
- (5) 車種区分

2 市長は、前項の定期券による使用を許可したときは、当該申請者に対し、定期券及び許可証を交付するものとする。

3 前項の規定により、定期券及び許可証の交付を受けた者は、当該自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の見やすい箇所に許可証をはり付けるとともに、定期券を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 条例第31条第1項の規定により普通使用の許可を受けようとする者は、

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

自転車駐車場への入場の際に普通使用券を購入し、自転車等の見やすい箇所にこれを取り付けなければならない。

- 5 条例第31条第1項の規定により回数券による使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ回数券を購入し、自転車駐車場への入場の際に当該回数券を普通使用券と引き換え、自転車等の見やすい箇所にこれを取り付けなければならない。

(平元規則43・追加、平5規則5・平15規則98・一部改正)

第4章 雑則

(平元規則43・旧第3章繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第16条の2 市長は、都市公園等（条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。）について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(平15規則98・追加、平17規則91・平28規則56・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平15規則98・追加、平20規則70・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平14規則35・追加、平15規則98・旧第16条の2繰下・一部

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

改正、平 1 8 規則 1 4 ・ 平 2 8 規則 5 6 ・ 一部改正)

(指定管理者の事業報告)

第 1 6 条の 5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

(平 1 5 規則 9 8 ・ 追加、平 2 8 規則 5 6 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 7 条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

(昭 5 7 規則 1 7 ・ 旧第 1 4 条繰下、平元規則 4 3 ・ 旧第 1 5 条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃止規則)

2 次に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(1) 北九州市立都市公園条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 2 号）

(2) 北九州市立霊園条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 6 号）

(経過措置)

3 この規則施行前に旧規則の規定によってした処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。

(平 1 0 規則 7 6 ・ 一部改正)

付 則（昭和 4 8 年 3 月 2 8 日規則第 3 1 号）

この規則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 4 8 年 1 1 月 1 日規則第 1 0 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

付 則（昭和 49 年 2 月 25 日規則第 14 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、昭和 49 年 3 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に存する旧様式による立入調査員証については、なお、当該立入調査員証の有効期間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和 49 年 5 月 31 日規則第 78 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 50 年 2 月 26 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 50 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 50 年 12 月 1 日規則第 92 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 51 年 1 月 26 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 2 月 5 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

付 則（昭和 5 1 年 5 月 1 日規則第 4 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、既に改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則別表第 1 の規定により許可を受けている者に係る供用時間については、なお従前の例による。

付 則（昭和 5 1 年 1 0 月 2 1 日規則第 7 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 2 年 1 2 月 2 1 日規則第 6 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 5 3 年 3 月 1 1 日規則第 1 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 3 年 1 0 月 7 日規則第 7 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 5 年 3 月 3 1 日規則第 1 9 号）

この規則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 5 7 年 4 月 1 日規則第 1 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている旧様式による立入調査員証は、当該立入調査員証に記載された有効期間中に限り、なおこれを使用することができる。

付 則（昭和 5 9 年 1 月 2 1 日規則第 1 号）

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年3月30日規則第24号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年1月29日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和60年3月29日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(北九州市立都市公園の有料施設の使用時間等の特例に関する規則の廃止)

- 2 北九州市立都市公園の有料施設の供用時間等の特例に関する規則（昭和55年北九州市規則第20号）は、廃止する。

付 則（昭和60年6月27日規則第43号）

この規則は、昭和60年7月6日から施行する。

付 則（昭和61年1月23日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年1月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年3月29日規則第18号）

(施行期日)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和61年5月22日規則第36号)

この規則は、昭和61年7月5日から施行する。

付 則 (昭和62年1月20日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和62年1月23日規則第6号)

この規則は、昭和62年3月14日から施行する。

付 則 (昭和62年3月11日規則第7号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月26日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (昭和62年6月30日規則第41号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則 (昭和62年9月22日規則第48号)

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則 (昭和63年2月10日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年2月15日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和63年3月31日規則第16号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（昭和63年4月28日規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成元年1月28日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成元年3月30日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中ひびき動物ワールドに関する部分は同月4日から、自転車貸出し施設に関する部分は同月15日から施行する。

(休業日の特例)

- 2 改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1のひびき動物ワールド及び自転車貸出し施設については、同表の休業日の欄の規定にかかわらず、平成元年4月4日はひびき動物ワールドの、同月15日は自転車貸出し施設の休業日としない。

付 則（平成元年9月21日規則第43号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。ただし、第16条第1項及

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

び第2項の規定は、平成元年9月25日から施行する。

付 則（平成元年10月17日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成4年1月14日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成4年1月30日規則第4号）

この規則は、平成4年2月1日から施行する。

付 則（平成4年3月30日規則第20号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成4年7月15日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成5年2月23日規則第5号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成5年3月31日規則第23号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年1月6日規則第1号）

（施行期日）

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

1 この規則は、平成6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成7年3月24日規則第20号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定、別表第1の改正規定中山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設に関する部分並びに別表第2の冷暖房設備のその他の項の改正規定は、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成7年北九州市条例第10号)中別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定のうち、山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設に関する部分の施行の日から施行する。

付 則 (平成8年4月3日規則第34号)

この規則は、平成8年4月7日から施行する。

付 則 (平成9年3月31日規則第19号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年9月28日規則第76号)

この規則は、平成10年9月29日から施行する。

付 則 (平成11年2月22日規則第5号)

この規則は、平成11年3月4日から施行する。

付 則 (平成11年8月9日規則第43号)

この規則は、平成11年8月11日から施行する。

付 則 (平成12年1月5日規則第1号)

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

付 則 (平成12年6月26日規則第85号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年7月25日から施行する。

(水環境館の無料公開の特例)

2 改正後の第4条の3第3号の規定の適用については、平成12年において

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

は同号中「8月1日」とあるのは「7月25日から8月31日までの日」とする。

付 則（平成13年3月30日規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2の照明設備の野球場の項の改正規定は、同月3日から施行する。

付 則（平成13年10月4日規則第55号）

この規則は、平成13年10月7日から施行する。

付 則（平成14年3月28日規則第35号）

この規則中別表第1の陸上競技場の共用の項及び運動場の項の改正規定は平成14年4月1日から、その他の改正規定は同月13日から施行する。

付 則（平成14年10月24日規則第90号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

付 則（平成15年10月23日規則第84号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成15年12月18日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年1月9日規則第2号）

この規則は、平成16年2月3日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年4月28日規則第52号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

付 則（平成16年12月27日規則第102号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年3月1日規則第7号）

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第2条中北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月18日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月6日規則第91号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条の2にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月28日規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年10月13日規則第94号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

付 則（平成18年12月11日規則第97号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

付 則（平成20年11月13日規則第70号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成20年12月12日規則第77号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年12月2日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年2月8日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に霊園の使用の許可を受けて使用している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月26日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月17日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月30日規則第31号）

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（平成28年6月22日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年8月29日規則第65号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

付 則（平成28年11月30日規則第73号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月20日規則第63号）

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

付 則（平成30年1月24日規則第2号）

この規則は、平成30年2月10日から施行する。

付 則（平成31年2月18日規則第4号）

この規則は、平成31年3月18日から施行する。

付 則（平成31年3月7日規則第8号）

この規則は、平成31年3月24日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第21号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第23号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月23日規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年5月29日規則第46号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

付 則（令和3年4月30日規則第27号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

付 則（令和4年3月28日規則第13号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年6月22日規則第26号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

付 則（令和 5 年 9 月 1 2 日規則第 3 2 号）

この規則は、令和 5 年 1 0 月 2 日から施行する。

付 則（令和 6 年 5 月 2 日規則第 2 1 号）

この規則は、令和 6 年 5 月 1 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

（昭 5 1 規則 4 3・全改、昭 5 3 規則 7 3・昭 5 7 規則 1 7・昭 5 9 規則 2 4・昭 6 0 規則 1 3・昭 6 0 規則 4 3・昭 6 1 規則 1 8・昭 6 1 規則 3 6・昭 6 2 規則 6・昭 6 2 規則 7・昭 6 2 規則 4 1・昭 6 2 規則 4 8・平元規則 1 5・平元規則 4 3・平 4 規則 2 0・平 5 規則 2 3・平 7 規則 2 0・平 8 規則 3 4・平 9 規則 1 9・平 1 0 規則 7 6・平 1 2 規則 8 5・平 1 3 規則 2 2・平 1 3 規則 5 5・平 1 4 規則 3 5・平 1 6 規則 3 6・平 1 8 規則 9 4・平 2 0 規則 7 7・平 2 4 規則 1 1・平 2 6 規則 9・平 2 7 規則 3 1・平 2 9 規則 6 3・平 3 0 規則 2・平 3 1 規則 4・平 3 1 規則 2 3・令 2 規則 1 4・令 2 規則 4 6・令 3 規則 2 7・令 4 規則 1 3・令 6 規則 2 1・一部改正）

区分		供用時間	休業日	備考
プール	志井ファ ミリープ ール	午前 9 時 3 0 分から 午後 6 時 3 0 分まで	1 月から 6 月まで 及び 9 月から 1 2 月まで	1 休日とは、国民 の祝日に関する法 律（昭和 2 3 年法 律第 1 7 8 号）に 規定する休日をい う。 2 市長は、特に必 要があると認める ときは、有料施設 の供用時間若しく は休業日を変更 し、又は臨時に休 業日を指定するこ
	木屋 2 5 瀬 プメー ール トル プー ール	午前 9 時 3 0 分から 午後 5 時まで	(1) 1 月から 6 月まで及び 9 月から 1 2 月ま で (2) 7 月 1 日 から同月 2 0 日 までの期間のう ち、日曜日、土 曜日及び休日並 びに市長が別に	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

			定める日を除いた日並びに8月26日から同月31日までの期間のうち、市長が別に定める日を除いた日	とができる。
	幼児用プール	午前9時30分から午後5時まで	1月から6月まで及び9月から12月まで	
	その他のプール	午前9時30分から午後5時まで	1月から6月まで及び9月から12月まで	
野球場	北九州市民球場	(1) 4月から10月まで 午前9時から午後9時まで (2) 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	
	その他の球場	(1) 4月から10月まで 午前6時から午後9時まで (2) 11月から翌年の3月まで 午前6時から午後6時まで		

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

陸上競技場	共用	午前 7 時から午後 8 時まで	
	専用	午前 7 時から午後 9 時まで	
運動場		午前 6 時から午後 9 時まで	
庭球場		(1) 4 月から 1 月まで 午前 7 時から午後 9 時まで (2) 1 2 月から 翌年の 3 月まで 午前 7 時から午後 6 時まで	
武道場 弓場 柔剣道場		午前 9 時から午後 9 時まで	
体育館		午前 9 時から午後 9 時まで	
野外音楽堂		(1) 4 月から 9 月まで 午前 9 時から午後 9 時まで (2) 1 0 月から 翌年の 3 月まで 午前 9 時から午後 8 時まで	
響灘緑地野外ステージ		午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

		<p>たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
サイクリングターミナル	午前9時から午後5時まで	<p>(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
小倉城庭園	<p>(1) 4月から10月まで 午前9時から午後8時まで(和室1、和室2、和室3及び研修室は、午前9時から午後9時まで)</p> <p>(2) 11月から翌年の3月まで 午前9時から午後7時まで(和室1、和室2、和室3及び研修室は、午前9時から午後9時</p>	<p>12月29日から同月31日までの日(和室1、和室2、和室3及び研修室は、月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日)</p>

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

	まで)	
水環境館	午前10時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
文化記念公園管理棟	(1) 日曜日 午前9時から午後5時まで (2) その他の日 午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日 (2) 休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
ひびき動物ワールド	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
白野江植物公園	午前9時から午後5時まで	
到津の森公園	午前9時から午後5時まで	
山田緑地 響灘緑地広場	午前9時から午後5時まで	
森の家	午前9時から午後5時まで	
熱帯生態園	午前9時から午後5時まで	
都市緑化センター	午前9時から午後5時まで	
旧安川邸	午前9時から午後5時まで	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

	時まで		
白野江植物公園駐 車施設	午前 9 時から午後 5 時まで		
到津の森公園駐車 施設			
山田緑地駐車施設			
響灘緑地駐車施設			

別表第 1 の 2 (第 1 条関係)

(平 3 1 規則 4 ・追加、平 3 1 規則 8 ・平 3 1 規則 2 1 ・令 4 規則 1 3 ・
令 5 規則 2 6 ・令 5 規則 3 2 ・一部改正)

駐車施設	供用時間	入庫時間	出庫時間	備考
延命寺臨海公 園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	市長は、特に必要 があるとき、供用時 間、入庫時間又は 出庫時間を変更 することができる。 る。
勝山公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 7 時から 午後 1 0 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	
三萩野公園駐 車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 5 時から 午後 1 0 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	
帆柱公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	
桃園公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 5 時から 午後 1 0 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	
大池公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま	午前 5 時から 午後 1 0 時ま	午前 0 時から 午後 1 2 時ま	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

	で	で	で	
夜宮公園駐車施設	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで	

別表第1の3（第3条の2関係）

（平29規則63・全改、平31規則4・旧別表第1の2繰下・一部改正、平31規則8・平31規則21・令5規則26・令5規則32・一部改正）

駐車施設	使用料の額		備考	
延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。		
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円	
帆柱公園駐車施設	普通自動車	1台1回（2時間以内）	100円	使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円を加算する。
		1台1回（2時間を超えて4時間以内）	200円	
		1台1回（4時間を超えた場合）	300円	
桃園公園駐車施設	大型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円	
	中型自動車			
	普通自動車	駐車を開始した時から12時間		

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

		ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき100円、1時間30分を超えて2時間30分以内の駐車は1台につき200円、2時間30分を超えて3時間30分以内の駐車は1台につき300円、3時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円とする。

別表第2（第4条関係）

（昭57規則17・追加、昭60規則13・昭61規則18・昭62規則41・昭62規則48・昭63規則16・平元規則15・平4規則20・平5規則23・平7規則20・平8規則34・平9規則19・平10規則76・平11規則5・平11規則43・平13規則22・平16規則36・平16規則52・平17規則91・平18規則14・平28規則65・令6規則21・一部改正）

設備				使用料の額
冷暖房設備	武道場	桃園武道場	柔道場 専用	30分又はその端数ごとに 210円
			剣道場 専用	30分又はその端数ごとに 210円
	体育館	体的場池体育館	視聴覚音楽室	30分又はその端数ごとに 240円
			第1会議室 第2会議室	30分又はその端数ごとに 220円

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

			第3会議室	30分又はその端数ごとに 80円
その他	文化記念 公園管理 棟	会議 室	使用面積が 200平方 メートル以 上のとき	30分又はその端数ごとに 360円
			使用面積が 100平方 メートル以 上200平 方メートル 未満のとき	30分又はその端数ごとに 240円
			使用面積が 100平方 メートル未 満のとき	30分又はその端数ごとに 120円
			和室	30分又はその端数ごとに 60円
照明 設備	野球 場	北九州市 民球場	営利又は収益を目的としない場合	1基につき30分又はその端数ごとに 950円
			営利又は収益を目的とする場合	30分又はその端数ごとに 30,000円
		門司球場	30分又はその端数ごとに 2,800円	
		的場池球場	30分又はその端数ごとに 2,200円	
		三萩野球場	30分又はその端数ごとに 1,900円	
		高炉台球場	30分又はその端数ごとに 700円	
		都島球場	30分又はその端数ごとに 600円	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

	老松球場 萩ヶ丘球場 大池球場 岡田球場			30分又はその端数ごとに 550円
陸上 競技 場	本城陸上 競技場	共用	30分の1 灯	1人30分又はその端数ごとに 50円
		専用	全灯	30分又はその端数ごとに 12,000円
			3分の2灯	30分又はその端数ごとに 11,000円
			3分の1灯	30分又はその端数ごとに 8,700円
			5分の1灯	30分又はその端数ごとに 7,000円
			15分の1 灯	30分又はその端数ごとに 5,800円
			30分の1 灯	30分又はその端数ごとに 5,400円
運動 場	桃園運動 場	専用		1面につき30分又はその端数ごとに 700円
	香月中央 運動場	専用		1面につき30分又はその端数ごとに 900円
	文化記念 運動場	専用		30分又はその端数ごとに 650円
庭球 場	三萩野庭 球場	共用		1人30分又はその端数ごとに 50円
	文化記念 庭球場	専用		1面につき30分又はその端数ごとに 200円

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

		香月中央 庭球場			
武道 場	桃園武道 場	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに	80円
		剣道場	専用	30分又はその端数ごとに	80円
柔剣 道場	大里柔剣 道場	柔道場	専用	30分又はその端数ごとに	80円
		剣道場	専用	30分又はその端数ごとに	80円
体育 館	三萩野体 育館	専用		30分又はその端数ごとに	150円
		八幡東体 育館	競技場	専用	30分又はその端数ごとに (照明設備の2分の1以下を使用する ときは120円)
		観覧席	専用	30分又はその端数ごとに	50円
	的場池体 育館	競技場	専用	30分又はその端数ごとに (照明設備の2分の1以下を使用する ときは170円)	
観覧席		専用	30分又はその端数ごとに	30円	
その野 他の球 電気 設備	北九州 市民球 場	スコアボ ード	全部を使 用する場 合	30分又はその端数ごとに	650円
			得点及び 判定の表 示の部分 のみを使 用する場 合	30分又はその端数ごとに	490円
体育 館	的場池 体育館	工芸室の電気炉		30分又はその端数ごとに	230円

別表第2の2（第4条の3関係）

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(平 1 7 規則 9 1 ・ 全改、平 2 0 規則 7 7 ・ 一部改正)

区分		金額
小倉城庭園	和室 3	3 0 分又はその端数ごとに 6 0 円
	研修室	3 0 分又はその端数ごとに 4 0 円
森の家	多目的ホール	3 0 分又はその端数ごとに 1, 2 2 0 円
	大会議室	3 0 分又はその端数ごとに 4 2 0 円
	小会議室	3 0 分又はその端数ごとに 3 5 0 円
	講習室	3 0 分又はその端数ごとに 5 6 0 円
	映像室	3 0 分又はその端数ごとに 4 5 0 円
都市緑化センター	イベントホール	3 0 分又はその端数ごとに 4 2 0 円
	講習室	3 0 分又はその端数ごとに 1 4 0 円
	会議室	3 0 分又はその端数ごとに 4 0 円

別表第 3 (第 9 条関係)

(昭 5 0 規則 3 ・ 一部改正、昭 5 7 規則 1 7 ・ 旧別表第 2 線下、平 8 規則 3 4 ・ 一部改正)

設備の基準

設備の種類	墓所面積	高さ (地盤面から設備の最高部までをいう。)	備考
墓碑及びこれに類するもの	2 0 平方メートルを超えるもの	4 . 5 メートル以内	都市計画事業その他市の事業の執行上墳墓の改葬を行う場合において、市長が特に必要と認めるときは基準を超える設備をすることができる。
	5 平方メートルを超え 2 0 平方メートル以下のもの	3 . 5 メートル以内	
	5 平方メートル以下のもの	2 . 5 メートル以内	
盛土	2 0 平方メートルを超えるもの	1 メートル以内	
	5 平方メートルを超え 2 0	0 . 6 メートル以	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

	平方メートル以下のもの	内
	5平方メートル以下のもの	0.3メートル以内
囲障	20平方メートルを超えるもの	2メートル以内
	5平方メートルを超え20平方メートル以下のもの	1.4メートル以内
	5平方メートル以下のもの	1.1メートル以内

別表第4（第12条関係）

（昭48規則108・昭49規則14・昭49規則78・昭50規則3・昭50規則92・昭51規則2・昭51規則5・昭51規則79・昭52規則69・昭53規則13・一部改正、昭57規則17・旧別表第3繰下、昭59規則1・昭60規則3・昭61規則2・昭61規則18・昭62規則1・昭62規則10・昭63規則2・昭63規則24・平元規則3・平元規則47・平4規則2・平4規則46・平6規則1・平8規則34・平12規則1・平15規則84・平16規則2・平22規則38・一部改正）

霊園使用料

霊園の名称	墓所使用料（1平方メートルにつき）	納骨堂使用料（1壇につき）	共同墓碑使用料（1基につき）
	円	円	円
城山霊園	78,800	200,000	—
足立霊園	103,600	146,500	—
小田山霊園	38,700	—	236,400
小石霊園	38,900	—	—
藤ノ木霊園	77,100	—	118,000

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

二島霊園	—	—	233,300
皿倉霊園	60,900	—	—
谷口霊園	143,500	233,700	—
十三塚霊園	91,700	—	—
本城霊園	114,800	—	—
高峰霊園	115,600	259,000	203,000
中原霊園	60,600	127,200	—

別表第5（第15条関係）

（平元規則43・追加、平8規則34・平31規則23・一部改正）

自転車駐車場及び自転車貸出し施設の供用時間及び休業日

区分	供用時間	休業日	備考
自転車駐車場	午前6時から午後10時まで	1月1日から同月3日まで	1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間及び休業日を変更することができる。
自転車貸出し施設	(1) 7月及び8月 午前9時から午後5時まで (2) その他の月 午前10時から午後4時まで	(1) 3月25日から4月5日まで及び7月21日から8月25日までの期間 以外の日曜日、土曜日及び休日を除いた日 (2) 12月1日から翌年の2月末日まで	

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

別記様式(表面)(第5条関係)

立 入 調 査 員 証			No. _____
職 氏 名			
上記の者は、都市公園内の占用物件又は公園施設若しくは使用場所に立ち入り、調査等の事務に従事する職員であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
北九州市長			印

90ミリメートル

55ミリメートル

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

別記様式(裏面)(第5条関係)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置
及び管理に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第13条 市長は、都市公園の管理上必要な限度において、その職員をして、都市公園内の占用物件又は公園施設若しくは使用場所に立ち入らせ、調査を行わせ、又は関係人に対して質問をさせることができる。